

平成 29 年 12 月 1日

株 主 各 位

大阪府中央区瓦町三丁目 5 番 7 号

株式会社 **アドバンスクリエイト**

代表取締役社長 **濱 田 佳 治**

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年12月19日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年12月20日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島五丁目 3 番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）12階 特別会議場
（末尾に記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

3. 目的事項

報 告 事 項

- 第22期（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第22期（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
1. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.advancecreate.co.jp>)において周知させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 当社は、法令および当社定款第13条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ホームページ(<https://www.advancecreate.co.jp>)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表従いまして、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告書を作成するに際して、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 4. 昨年より、株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、株主の皆様との懇談会の開催は取り止めとさせていただきます。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

[提供書面]

事業報告

(平成28年10月1日から
平成29年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（平成28年10月1日～平成29年9月30日）におけるわが国経済は、政府・日銀による積極的な政策運営により、為替・株式市場が安定的に推移し、企業業績の向上や雇用・所得環境の改善により、全般的に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、予定されている消費増税や東アジア地域における地政学上のリスクの高まり、海外政治情勢の不安定さなどにより景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

保険業界におきましては、マイナス金利政策の影響による貯蓄性保険商品の販売停止や代理店手数料率の低下、改正保険業法に対応するための管理強化等により、厳しい営業環境が続いております。

このような状況の下、当社グループは、保険流通改革のパイオニア企業として国内最大級の保険選びサイト「保険市場（ほけんいちば）」を主軸とする「Web to Call to Real」の一气通貫型サービスにより、お客様のあらゆる保険ニーズに対応できるプラットフォーム戦略を推進してまいりました。

国内最大級の保険選びサイト「保険市場（ほけんいちば）」は、保険情報のディストリビューターとしてさらなるお客様のユーザビリティ向上と、保険会社各社との連携強化のための進化を追求しております。

高品質な保険の比較・申込サービスを推進するために、従来のIT・システム投資のみならず、チャットボット等への自動化投資を積極的に行うとともに、効果的なWebマーケティングによりコスト効率の向上を図り、保険に対するニーズに着実にアプローチしております。

また、当社独自開発の顧客管理システムを活用したCRM戦略の一環として協業提携先とのネットワーク化を進め、万全の顧客管理と保全管理体制を構築しながら、高度なお客様サービスを実現しております。

さらに、ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の充実や情報セキュリティ体制の強化を継続し、平成28年5月施行の改正保険業法に対応した保険募集

管理態勢の強化に全社的に取り組み、管理体制面においても積極的に経営資源を投下しております。

これらの取り組みの中、保険代理店事業においては、新コールセンターを創設し、アポイント（商談機会）獲得に注力するなど、積極的にプロモーション活動を行ってまいりました。また、PV収入（※）の計上により、一定の収益を確保いたしました。

なお、メディア事業におきましては、スポットでの広告受注から、レギュラー広告受注へと形態が変化してきたことに伴い一時的に減収となっておりますが、引き続き好調に広告出稿をいただいております。また、再保険事業におきましては、再保険収入が引き続き順調に伸びました。

以上の結果、売上高は8,137百万円（前期比11.5%増）、営業利益は1,043百万円（前期比9.3%増）、経常利益は1,024百万円（前期比10.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は742百万円（前期比27.3%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

保険代理店事業におきましては、営業収益は7,280百万円（前期比13.3%増）、営業利益は745百万円（前期比18.2%増）となりました。

メディア事業におきましては、売上高は651百万円（前期比29.0%減）、営業利益は163百万円（前期比26.6%減）となりました。

再保険事業におきましては、売上高は683百万円（前期比7.2%増）、営業利益は132百万円（前期比33.6%増）となりました。

※ PV収入

PV収入とは既に役務提供（保険契約の代理・媒介）が完了している保険契約に基づき将来にわたって入金される保険代理店手数料収入のうち、当該将来の手数料債権の一部を売却することにより、対価を確定させ売上高に計上するものであります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の保険代理店事業における設備投資額は230百万円であります。これは主に、支店およびコールセンター設備への投資134百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、「従業員持株会支援信託ESOP」の導入に伴い金融機関から290百万円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分		第 19 期 平成26年 9 月期	第 20 期 平成27年 9 月期	第 21 期 平成28年 9 月期	第 22 期 平成29年 9 月期 (当連結会計年度)
売 上 高	(千円)	7,462,009	7,274,270	7,295,328	8,137,020
親会社株主に帰属 する当期純利益	(千円)	655,775	644,168	582,877	742,243
1株当たり当期純利益	(円)	62.57	59.04	54.17	69.96
総 資 産	(千円)	7,012,198	7,361,177	6,960,949	7,716,023
純 資 産	(千円)	4,352,753	4,810,863	4,566,788	4,577,474
1株当たり純資産額	(円)	415.13	437.70	425.60	432.53

(注) 1. 記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 保 険 市 場	90,000千円	100%	メディア事業
Advance Create Reinsurance Incorporated	219,040千円	100%	再保険事業

(4) 対処すべき課題

保険マーケットは、少子高齢化の進展等により構造的には縮小が想定されますが、求められる役割が「遺族保障の提供」から「年金・社会保障の補完」・「子供の教育資金」等のライフプラン全般へと広がっております。また、消費者行動が、「より便利に快適に」を求めて多様化しており、保険ニーズはますます多様化、高度化してきております。

かかる状況を踏まえ、保険代理店事業における非対面販売におきましては、引き続き保険通信販売マーケットでのシェア拡大を目指し、新規媒体の開発・導入、自動化投資などを積極的に行い、より効果的なプロモーションを継続させ、保険会社および取扱商品を拡充してまいります。特に、プロモーションチャンネルとして重要であるWeb（インターネット）チャンネルにおいては、各種端末への対応を強化するとともに投資効率を向上させ、さらなる拡大を追求してまいります。また、対面販売におきましては、その核となる、コンサルティングプラザ「保険市場（ほけんいちば）」の機能を拡充するとともに、お客様のコンシェルジュとして、あらゆるニーズに誠心誠意お応えすべく、従業員に対する教育・研修を推進してまいります。

一方、管理面では、内部監査室による当社各部門、各支店ならびに子会社に対しての内部監査を実施しております。また、コンプライアンス部門を中心に全社的なコンプライアンス体制の充実・強化を図るとともに教育・啓発に努めており、グループ全従業員に対して継続的な啓発活動と監査を積み重ねることにより、管理体制の充実、向上を図ってまいります。

また、内部統制ならびにコーポレート・ガバナンスの強化は、顧客や社会から信頼される企業として重要な経営課題であると認識し、より一層の体制整備に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年9月30日現在）

保険代理店事業

メディア事業

再保険事業

(6) 主要な事業所（平成29年9月30日現在）

本社 大阪市中央区瓦町三丁目5番7号
野村不動産御堂筋ビル

営業拠点（全12カ所）

所在地	営業拠点	所在地	営業拠点
北海道	1カ所	大阪府	5カ所
宮城県	1カ所	兵庫県	1カ所
東京都	1カ所	福岡県	1カ所
神奈川県	1カ所		
愛知県	1カ所	計	12カ所

(7) 使用人の状況（平成29年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
280名	16名増

(注) 契約社員（10名）を含み、嘱託社員（3名）、再雇用者（6名）、派遣社員（123名）を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
280名	16名増	34.05歳	6年2ヵ月

(注) 契約社員（10名）を含み、嘱託社員（3名）、再雇用者（6名）、派遣社員（123名）を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年9月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	255百万円

(注) 株式会社りそな銀行からの借入金残高255百万円は、アドバンスクリエイト従業員持株会専用信託による借入金です。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年9月30日現在）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 42,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,999,100株 |
| ③ 株主数 | 8,442名 |

（前事業年度末比220名増）

④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
有限会社濱田ホールディングス	2,206,200株	20.16%
濱田佳治	766,700株	7.00%
住友生命保険相互会社	549,600株	5.02%
メットライフ生命保険株式会社	549,600株	5.02%
濱田亜季子	473,000株	4.32%
富国生命保険相互会社	450,000株	4.11%
太陽生命保険株式会社	365,500株	3.34%
FWD富士生命保険株式会社	273,000株	2.49%
三井住友海上火災保険株式会社	249,400株	2.27%
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	222,900株	2.03%

（注）1. 持株比率は自己株式（57,432株）を控除して計算しております。

2. 自己株式（57,432株）には、株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）所有の当社株式222,900株および従業員持株会支援信託ESOP導入において設定した日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）所有の当社株式136,800株は含まれておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

a. 株式給付信託（J-ESOP）

当社は、平成27年11月11日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、当社従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。なお、当事業年度末日（平成29年9月30日）に株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式は222,900株であります。

b. 従業員持株会支援信託ESOP

当社は、平成28年11月11日開催の取締役会において、中長期的な企業価値向上に対し、当社グループ従業員にインセンティブを付与することにより、労働意欲の向上を促すとともに、従業員持株会の活性化および安定的な財産形成の促進を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託ESOP」を導入しております。なお、当事業年度末日（平成29年9月30日）に従業員持株会支援信託ESOP導入において設定した日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式は136,800株であります。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年9月30日現在）
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等の状況
 - イ 平成27年2月12日取締役会決議分
平成27年2月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第7回新株予約権については、平成28年12月19日に権利行使条件未達により失効したため消滅いたしました。

ロ 平成28年11月11日取締役会決議分

・新株予約権の数

4,000個

・新株予約権の目的である株式の種類および数

普通株式 400,000株

・新株予約権の払込金額

1個あたり 100円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個あたり 157,900円（1株あたり 1,579円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株あたり 790円

・新株予約権を行使することができる期間

平成30年1月1日から平成33年11月30日まで

・新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権者は、平成29年9月期から平成31年9月期までの3事業年度のうち、いずれかの期の経常利益が15億円を超過した場合に限り、当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日以降に行使することができる。ただし、当該条件を充たす前に、平成29年9月期から平成31年9月期のいずれかの期の経常利益が10億円を下回った場合、それ以降に当該条件を充たしたとしても、本新株予約権を行使することはできない。なお、当該経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
- b. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- d. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・割当先

当社取締役 3名

当社執行役員 4名

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成29年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	濱田 佳治	最高経営責任者 有限会社濱田ホールディングス取締役 株式会社保険市場取締役 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman
取締役	村上 浩一	常務執行役員管理本部長兼コンプライアンス本部長 兼経理財務部長 株式会社保険市場監査役 Advance Create Reinsurance Incorporated Director
取締役	櫛引 健	常務執行役員営業企画本部長兼法人営業部長 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Vice Chairman and Chief Executive Officer
取締役	木目田 裕	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士 楽天証券株式会社社外取締役
取締役	宮本 富生	チューリッヒ生命保険特別顧問
常勤監査役	吾郷 孝一	
監査役	畠山 隆	
監査役	桑 章夫	株式会社グルメ杵屋社外監査役 株式会社ユニバーサル園芸社社外監査役

- (注) 1. 取締役木目田裕氏および宮本富生氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。なお、当社は木目田裕氏および宮本富生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役木目田裕氏は、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しております。
3. 取締役宮本富生氏は、生命保険会社の経営に携わった豊富な経験を有しております。
4. 監査役畠山隆氏および桑章夫氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。なお、当社は畠山隆氏および桑章夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役桑章夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 平成28年12月16日開催の第21回定時株主総会において、新たに吾郷孝一氏が監査役に選任され就任しております。

7. 取締役村上浩一氏は、平成28年12月16日付で株式会社保険市場の監査役に就任しております。

8. 平成29年10月1日付の執行役員制度廃止に伴う異動は次の通りであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
濱田佳治	代表取締役社長 最高経営責任者	代表取締役社長	平成29年10月1日
村上浩一	取締役 常務執行役員 管理本部長 兼コンプライアンス本部長 兼経理財務部長	取締役 管理本部長 兼コンプライアンス部長 兼経理財務部長	平成29年10月1日
櫛引健	取締役 常務執行役員 営業企画本部長 兼法人営業部長	取締役 営業企画本部長	平成29年10月1日

② 責任限定契約の内容の概要

取締役木目田裕氏および宮本富生氏、監査役吾郷孝一氏、畠山隆氏および桑章夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容は、各氏が職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、その損害賠償責任の限度としております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2)	166百万円 (18)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	41 (26)
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	208 (45)

- (注) 1. 上記には、平成28年12月16日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の員数は、取締役5名（うち社外取締役2名）および監査役3名（うち社外監査役2名）であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成25年12月20日開催の第18回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成25年12月20日開催の第18回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役木目田裕氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士および楽天証券株式会社の社外取締役であります。西村あさひ法律事務所および楽天証券株式会社と当社との間には重要な取引関係、その他特記すべき事項はありません。

監査役桑章夫氏は、株式会社グルメ杵屋および株式会社ユニバーサル園芸社の社外監査役であります。株式会社グルメ杵屋および株式会社ユニバーサル園芸社と当社との間には重要な取引関係、その他特記すべき事項はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

取締役木目田裕氏は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っております。取締役会においては、社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

取締役宮本富生氏は、当事業年度開催の取締役会21回のうち19回に出席し、生命保険会社の経営に携わった豊富な経験から、当社の経営に対する適切な監督を行っております。取締役会においては、社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

監査役畠山隆氏は、当事業年度開催の全ての取締役会および監査役会に出席し、監査役としての豊富な経験や知識から、議案の審議に対し適切な助言・提言を行っております。

監査役桑章夫氏は、当事業年度開催の全ての取締役会および監査役会に出席し、公認会計士としての客観的立場から、当社の内部統制システム構築において適切な助言・提言を行っております。

監査役畠山隆氏および桑章夫氏は、取締役会においては、議案の審議に際し取締役の職務執行および取締役会決議における意思決定過程が適正であり、合理的かつ正しい事実認識に基づいているか等の観点から意見を表明する等、監査機能を十分に発揮いたしました。また、監査役会においては、全ての審議について報告を行い、意見を積極的に述べております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

桜橋監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績、会計監査人の職務遂行状況、監査計画における監査時間、報酬額の見積りなどを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容は、会計監査人がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、その損害賠償責任の限度としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制として、以下のような体制を構築しております。なお、記載内容は、当社「内部統制基本方針」に基づいております。（最終改訂 平成29年11月10日）

(1) 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、「基本理念」、「倫理規程」および「コンプライアンス規程」等を制定し、当社グループの取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとることを義務付ける。また、その徹底を図るため、当社にコンプライアンス部門を設置し、当社グループにおけるコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。当社に内部監査室を設置し、コンプライアンス部門と連携のうえ、当社グループにおけるコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り役会および監査役に報告されるものとする。法令上疑義のある行為について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段としてスピークアップ制度を設置・運営する。
- ② 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対しては、反社会的勢力に対する基本方針に則り、組織として対応して断固として拒絶し、取引関係を含め一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- ① 取締役会規則および文書取扱規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ② 取締役会規則および文書取扱規程の改廃については取締役会の承認を得るものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおいて「経営危機管理規程」、「システムリスク管理規程」および「情報セキュリティ対策基準および管理手順」等のリスク管理に関する規程を定め、各種のリスクについて主管部署を決め対応マニュアルの整備、研修を実施する等の対応を図る。各種リスク管理上必要な対策については、当社の取締役、本部長および部室長らで構成される拡大経営会議において報告し、進捗状況を確認する。
- ② 当社のコンプライアンス担当役員を委員長とし、社内委員、社外委員およびオブザーバーとして参加する監査役等にて構成されるガバナンス委員会

を設置し、当社グループの経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し必要な予防対策について取締役会に報告する等の業務を行う。

- ③新たに認識した当社グループにおけるリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④当社グループの内部統制の構築を目指し、当社内部監査室を当社グループの内部統制に関する担当部署とするとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化・指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築するために、取締役社長を委員長、経理財務部門担当役員を副委員長、各管掌取締役・本部長・内部監査室長を委員とし、オブザーバーとして参加する監査役にて構成される内部統制委員会を設置し、当社グループでのリスクコントロールを行う。
- ⑤当社の内部監査部門が子会社を含めて、部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。

(4) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制委員会を設置し、財務報告の基本方針を定め、同報告に係る内部統制を整備および運用する体制を構築する。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、原則として毎月1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。また、取締役会を補完し適切な業務執行を図るため、当社は、代表取締役社長、業務執行取締役及び本部長、理事、参与で構成される経営会議を設置し、原則毎週1回業務執行における重要事項について審議及び検討を行う。
- ②組織規程、職務分掌表、権限・責任規程および職務権限表を定め、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続きの機動性向上を図るとともに、当社グループにおける子会社管理の基本方針として、関係会社規程を策定する。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社は、当社が定める関係会社管理規程および同規程に基づく子会社運営基準に則り、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付け、必要に応じて子会社に対して関係資料等の提出を求める。
- ②当社は子会社に対して、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、必要に応じて当社が開催する取締役会

または経営会議に子会社役員または従業員が参加することを求める。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門および管理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員がその命令に関する業務遂行中に、監査役以外の指揮命令を受けたり、不当な制約を受けたりすることがないように取締役等は留意する。当該従業員に係る人事異動等の処遇に関しては監査役の意見を反映して決定する。

- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は当社の役員および従業員に対して、監査役の職務を補助すべき従業員が監査役の指揮命令に従う旨を周知徹底する。

- (9) 監査役への報告に関する体制

① 取締役および従業員が監査役に報告するための体制

- a. 当社の監査役は、取締役および本部長の職務執行を監査するため、取締役会、経営会議その他当社の重要な会議に出席する他、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧するものとする。
- b. 取締役および従業員等は、取締役会その他の重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況、スピークアップ制度に基づく通報状況等を報告する。管理部門、内部監査部門は監査役との定期的な連絡会で、他の部門は監査役の求めに応じ、業務および財産の状況を報告する。

② 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- a. 子会社の役員および従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- b. 子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、またはスピークアップ制度を利用する。
- c. 当社内部監査部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- d. スピークアップ制度の担当部門は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、

定期的に当社取締役、監査役および取締役会に対して報告する。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員および従業員に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。また、当社は、監査役と管理部門および内部監査部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査役の出席を確保する等監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。監査役は、専門性の高い法務・会計事項については、専門家に対して助言を求めるまたは調査、鑑定その他の事務を委託する等の費用を請求することができる。取締役等は監査費用の前払または償還の手続きその他の監査費用等について、監査役職務に必要なないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 内部監査室による当社各部門、各支店ならびに子会社に対しての内部監査を年間計画に基づき実施いたしました。また、改正保険業法にも対応して、コンプライアンス部門を中心に全社的なコンプライアンス体制の充実、強化を図るとともに啓発活動に努めました。これらの活動は、毎月の定時取締役会および監査役に報告されました。なお、スピークアップ制度の通報実績はありませんでした。

② 当社グループは、新規取引先に対するコンプライアンス部門および管理部門による事前チェックを取引先管理規程に基づき実施し、また元受保険会

社等と連携し、反社会的勢力との取引が発生しないよう取り組みました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- ① 取締役会の資料および議事録の文書等は、セキュリティが確保された場所で適切に保管しております。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる状態としております。
- ② 文書取扱規程の改廃については取締役会の承認を得るものとしております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理の主管部門を管理部門に定め、対応マニュアルの整備を行うとともに、安否確認システムを用いた訓練を定期的を実施いたしました。
- ② ガバナンス委員会を原則毎月開催し、その内容は取締役会にて報告されました。
- ③ 予防治務の観点から、当社グループにおけるリスクについては取締役会や経営会議、コンプライアンス委員会等で積極的に議論がなされ、顕在化の防止に努めました。
- ④ 内部統制委員会を開催し、当社グループにおけるリスクコントロールを実施いたしました。
- ⑤ 当社の内部監査室が子会社を含めて、部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を毎月の定時取締役会に報告いたしました。

(4) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制委員会を開催し、財務報告の基本方針（内部統制基本計画）を定め、同報告に係る内部統制を整備および運用する体制を構築いたしました。報告すべき重要な不備は認められませんでした。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの監督機能を担う取締役と本部長の役割を明確化し、当社の取締役会、経営会議および拡大経営会議等において目標に対する進捗状況を確認し、必要な改善策を実施いたしました。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役会や経営会議等での報告を通じて、当社は子会社の経営内容を的確に把握いたしました。また、当社内部監査室が実施した子会社に対する内部監査の結果は、取締役会または経営会議等に報告されました。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

該当事項はありませんでした。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた実績はありませんでしたが、当社は当社の役員および従業員に対して、監査役の職務を補助すべき従業員が監査役の指揮命令に従う旨を周知徹底いたしました。

(9) 監査役への報告に関する体制

①取締役および従業員が監査役に報告するための体制

監査役は、当事業年度中に計21回開催された取締役会および毎週の経営会議等に参加し、また主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧して、取締役および執行役員の職務執行を適切に監査いたしました。さらに、各部門や内部監査部門と定期的に情報交換を行い、職務の執行状況や内部監査の実施状況を把握いたしました。

②子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

監査役への報告が妨げられることはありませんでした。なお、スピークアップ制度の通報実績はありませんでした。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社員が不利な取扱いを受ける事案はありませんでした。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生じた費用は迅速かつ適切に処理され、職務の執行が遅延することはありませんでした。

(12) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたしました。また、監査役と管理部門および内部監査部門との間で連携を図り、監査役の監査は円滑かつ実効的に行われました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と保険流通市場におけるシェアの拡大を経営の重要課題として位置付けております。将来の成長戦略を遂行していくための原資となる内部留保の充実に努めるとともに、業績に応じた配当の実施等により、株主価値を高めることを基本方針としております。

当該方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり25.0円とさせていただきます、すでに平成29年6月5日に実施済みの第2四半期配当金1株当たり22.5円とあわせまして、年間配当金は1株当たり47.5円となります。

連結貸借対照表

(平成29年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,324,694	流動負債	2,184,359
現金及び預金	1,302,142	リース債務	110,571
売掛金	582,273	未払法人税等	290,648
未収入金	1,956,129	未払金	803,183
繰延税金資産	103,288	賞与引当金	151,361
その他	380,861	代理店手数料戻入引当金	4,418
固定資産	3,391,328	その他	824,177
有形固定資産	553,205	固定負債	954,189
建物	198,336	長期借入金	255,520
工具器具備品	95,625	退職給付に係る負債	251,803
リース資産	259,243	リース債務	187,182
無形固定資産	685,127	資産除去債務	175,659
ソフトウェア	577,286	その他	84,024
リース資産	4,901	負債合計	3,138,549
その他	102,939	純資産の部	
投資その他の資産	2,152,995	株主資本	4,434,749
投資有価証券	351,816	資本金	2,915,314
差入保証金	607,993	資本剰余金	352,328
保険積立金	917,461	利益剰余金	1,785,980
繰延税金資産	130,368	自己株式	△618,874
その他	145,355	その他の包括利益累計額	142,324
資産合計	7,716,023	その他有価証券評価差額金	142,324
		新株予約権	400
		純資産合計	4,577,474
		負債・純資産合計	7,716,023

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結損益計算書

（平成28年10月1日から
平成29年9月30日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		8,137,020
売 上 原 価		1,972,847
売 上 総 利 益		6,164,173
販売費及び一般管理費		5,120,320
営 業 利 益		1,043,853
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	150	
受 取 配 当 金	7,064	
未 払 配 当 金 除 斥 益	1,468	
受 取 保 証 料	7,498	
そ の 他	2,302	18,485
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 ・ 社 債 利 息	5,891	
社 債 発 行 費 償 却	303	
支 払 保 証 料	5,761	
支 払 手 数 料	25,633	
そ の 他	412	38,002
経 常 利 益		1,024,336
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	59,800	
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,800	64,600
特 別 損 失		
店 舗 閉 鎖 損 失	9,339	9,339
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,079,597
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	396,873	
法 人 税 等 調 整 額	△59,519	337,353
当 期 純 利 益		742,243
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		742,243

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

（平成28年10月1日から
平成29年9月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,915,314	352,328	1,563,466	△363,987	4,467,122
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△519,729	－	△519,729
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	742,243	－	742,243
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△289,975	△289,975
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	35,088	35,088
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	222,514	△254,887	△32,372
当 期 末 残 高	2,915,314	352,328	1,785,980	△618,874	4,434,749

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	94,866	94,866	4,800	4,566,788
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△519,729
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	742,243
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△289,975
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	35,088
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	47,458	47,458	△4,400	43,058
連結会計年度中の変動額合計	47,458	47,458	△4,400	10,685
当 期 末 残 高	142,324	142,324	400	4,577,474

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

貸借対照表

(平成29年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,847,324	流 動 負 債	1,731,546
現金及び預金	365,494	リース債務	110,571
売掛金	343,931	未払金	534,034
前払費用	121,127	未払費用	91,127
未収入金	1,904,198	未払法人税等	280,482
繰延税金資産	96,998	未払消費税等	199,746
その他	15,574	預り金	320,518
固 定 資 産	3,682,082	賞与引当金	151,361
有 形 固 定 資 産	553,205	代理店手数料戻入引当金	4,418
建物	198,336	その他	39,286
工具器具備品	95,625	固 定 負 債	911,427
リース資産	259,243	長期借入金	255,520
無 形 固 定 資 産	685,127	リース債務	187,182
ソフトウェア	577,286	退職給付引当金	251,803
ソフトウェア仮勘定	99,436	資産除去債務	175,659
リース資産	4,901	その他	41,262
その他	3,503	負 債 合 計	2,642,973
投 資 其 他 の 資 産	2,443,749	純 資 産 の 部	
投資有価証券	351,816	株 主 資 本	3,743,708
関係会社株式	369,040	資本金	2,915,314
差入保証金	588,583	資本剰余金	352,328
保険積立金	913,328	資本準備金	16,005
繰延税金資産	75,625	その他資本剰余金	336,322
その他	145,355	利 益 剰 余 金	1,094,939
資 産 合 計	6,529,406	利益準備金	325,741
		その他利益剰余金	769,197
		繰越利益剰余金	769,197
		自 己 株 式	△618,874
		評価・換算差額等	142,324
		その他有価証券評価差額金	142,324
		新 株 予 約 権	400
		純 資 産 合 計	3,886,433
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,529,406

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（ 平成28年10月 1 日から
平成29年 9 月30日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額	額
営 業 収 益		7,280,981
営 業 費 用		6,535,735
営 業 利 益		745,246
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
受 取 配 当 金	7,064	
未 払 配 当 金 除 斥 益	1,468	
受 取 保 証 料	10,867	
そ の 他	6,802	26,216
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,923	
社 債 利 息	351	
社 債 発 行 費 償 却	303	
支 払 保 証 料	193	
支 払 手 数 料	25,633	
そ の 他	56	34,462
経 常 利 益		737,000
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	59,800	
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,800	64,600
特 別 損 失		
店 舗 閉 鎖 損 失	9,339	9,339
税 引 前 当 期 純 利 益		792,261
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	318,330	
法 人 税 等 調 整 額	△53,228	265,102
当 期 純 利 益		527,159

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成28年10月1日から
平成29年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金計 合		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金計 合	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金計 合			
当 期 首 残 高	2,915,314	16,005	336,322	352,328	273,769	813,740	1,087,509	△363,987	3,991,165	
事業年度中の変動額										
利益準備金積立	-	-	-	-	51,972	△51,972	-	-	-	
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△519,729	△519,729	-	△519,729	
当期純利益	-	-	-	-	-	527,159	527,159	-	527,159	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△289,975	△289,975	
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	35,088	35,088	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	51,972	△44,542	7,430	△254,887	△247,456	
当 期 末 残 高	2,915,314	16,005	336,322	352,328	325,741	769,197	1,094,939	△618,874	3,743,708	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等計 合		
当 期 首 残 高	94,866	94,866	4,800	4,090,831
事業年度中の変動額				
利益準備金積立	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	△519,729
当期純利益	-	-	-	527,159
自己株式の取得	-	-	-	△289,975
自己株式の処分	-	-	-	35,088
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	47,458	47,458	△4,400	43,058
事業年度中の変動額合計	47,458	47,458	△4,400	△204,398
当 期 末 残 高	142,324	142,324	400	3,886,433

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年11月22日

株式会社アドバンスクリエイト

取締役会 御中

桜橋監査法人

指定社員 公認会計士 川崎 健一 ①
業務執行社員

指定社員 公認会計士 富田 鉄平 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンスクリエイトの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスクリエイト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年11月22日

株式会社アドバンスクリエイト
取締役会 御中

桜橋監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川崎健一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	富田鉄平	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンスクリエイトの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月28日

株式会社アドバンスクリエイト監査役会

常勤監査役	吾郷 孝一	⑩
監査役（社外監査役）	畠山 隆	⑩
監査役（社外監査役）	桑 章夫	⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業の現状に即し事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。

当社は、平成29年9月19日開催の取締役会において、取締役の責任と権限を明確にし、経営の効率化、意思決定の迅速化を促し、機動的な業務執行を遂行することを目的として、執行役員制度を廃止することを決議しました。これに伴い、取締役の員数の上限を7名から11名に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(15) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(16)</u>上記各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(15) (現行どおり)</p> <p><u>(16)</u>労働者派遣事業</p> <p><u>(17)</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	はま だ よし はる 濱 田 佳 治 (昭和37年11月5日生)	昭和60年7月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 平成3年7月 メリルリンチ証券会社入社 平成6年1月 上能総合会計事務所入所 平成7年10月 当社設立 代表取締役社長 平成14年12月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者 平成15年12月 有限会社濱田ホールディングス取締役（現任） 平成16年11月 株式会社保険市場取締役（現任） 平成17年10月 当社代表取締役社長 平成19年10月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者 平成20年11月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman 平成27年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman and Chief Executive Officer 平成28年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman（現任） 平成29年10月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 有限会社濱田ホールディングス取締役 株式会社保険市場取締役 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman	766,700株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成7年の当社創業以来、創業者として理念を掲げ強力なリーダーシップと実行力により当社の発展に貢献しております。企業理念の醸成はもとより、営業面・管理面の業務全般に精通しており、引き続き事業推進の要として当社経営を担うことが企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	むら かがみ こう いち 村 上 浩 一 (昭和35年2月11日生)	<p>昭和58年4月 株式会社リクルート入社</p> <p>平成4年10月 株式会社フレックス入社 取締役</p> <p>平成12年11月 当社入社</p> <p>平成13年12月 当社取締役業務開発部長</p> <p>平成14年2月 当社取締役経営企画室長</p> <p>平成14年12月 当社執行役員事業戦略部長</p> <p>平成15年12月 株式会社アドバンスメディアマーケティング（現株式会社保険市場）取締役</p> <p>平成18年11月 当社執行役員経営企画室長</p> <p>平成19年10月 当社常務執行役員経営管理本部長</p> <p>平成19年12月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長</p> <p>平成22年10月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長</p> <p>平成22年11月 当社取締役執行役員経営企画本部長</p> <p>平成23年7月 当社取締役執行役員IT統括部長</p> <p>平成23年10月 当社取締役常務執行役員IT統括部長</p> <p>平成25年12月 当社常務執行役員IT統括部長</p> <p>平成26年10月 当社上席執行役員内部監査室長</p> <p>平成26年12月 当社取締役上席執行役員内部監査室長</p> <p>平成27年10月 当社取締役常務執行役員コンプライアンス本部長</p> <p>平成27年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director（現任）</p> <p>平成28年9月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼コンプライアンス本部長</p> <p>平成28年12月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼コンプライアンス本部長兼経理財務部長 株式会社保険市場監査役（現任）</p> <p>平成29年10月 当社取締役管理本部長兼コンプライアンス部長兼経理財務部長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社保険市場監査役 Advance Create Reinsurance Incorporated Director</p>	30,300株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成12年より当社の一員として、経理財務、経営企画、ITシステム、内部監査に携わる等、主に管理部門における豊富な経験と高い見識を有しております。平成28年からは管理本部長を務め、引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	くし びき たけし 榎 引 健 (昭和34年6月29日生)	<p>昭和58年4月 本田技研工業株式会社入社 昭和59年4月 アリコジャパン(アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー)入社 平成21年8月 当社入社 マーケティング・営業統括本部部長 平成22年2月 当社提携事業部長 平成22年2月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, President and Chief Operating Officer 平成23年10月 当社執行役員提携事業部長 平成24年3月 当社上席執行役員事業戦略部長 平成24年10月 当社常務執行役員事業戦略部長 平成25年10月 当社常務執行役員コンサルティング事業部長 平成26年4月 当社常務執行役員事業戦略部長 平成26年10月 当社上席執行役員事業戦略部長 平成26年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director and Chief Executive Officer 平成27年10月 当社常務執行役員マーケティング・営業統括本部部長 平成27年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Vice Chairman and Chief Operating Officer 平成27年12月 当社取締役常務執行役員マーケティング・営業統括本部部長 平成28年9月 当社取締役常務執行役員営業企画本部部長 平成28年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Vice Chairman and Chief Executive Officer (現任) 平成29年5月 当社取締役常務執行役員営業企画本部部長兼法人営業部長 平成29年10月 当社取締役営業企画本部部長 (現任) (重要な兼職の状況) Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Vice Chairman and Chief Executive Officer</p>	4,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成21年より当社の一員として、提携事業、コンサルティング事業、事業戦略に携わる等、主に営業部門における豊富な経験と高い見識を有しております。平成28年からは営業企画本部部長として営業部門全体の責任者を務め、当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	はしもと こうじ 橋本 孔 治 (昭和48年7月17日生)	<p>平成8年4月 野村証券株式会社入社</p> <p>平成14年6月 三井住友海上火災保険株式会社入社</p> <p>平成16年3月 当社入社</p> <p>平成22年6月 アドリック損害保険株式会社 (現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 取締役</p> <p>平成23年7月 当社お客様サービス部長</p> <p>平成23年10月 当社ダイレクトマーケティング部長</p> <p>平成26年6月 株式会社保険市場代表取締役社長 (現任)</p> <p>平成27年10月 当社執行役員ダイレクトマーケティング部長</p> <p>平成27年11月 当社執行役員業務開発部長</p> <p>平成28年10月 当社上席執行役員営業本部長</p> <p>平成29年10月 当社理事マーケティング・営業統括本部長兼ダイレクトマーケティング事業部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社保険市場代表取締役社長</p>	7,600株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成16年より当社の一員として、店舗営業責任者、損害保険会社の運営、マーケティング戦略部門責任者等を歴任し、当社のビジネスモデルの中心を担っております。平成29年からは、高い先進性が求められるマーケティング・営業統括本部長を務め、事業を積極的に推進していくとともに当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	たじましんいち 田島伸一 (昭和38年12月22日生)	昭和62年4月 三洋証券株式会社入社 平成10年5月 セゾン生命保険株式会社（現ジブラルタ生命保険株式会社）入社 平成19年1月 当社入社 平成21年5月 当社マーケティング・営業統括本部次長 平成24年12月 当社提携事業部長 平成26年8月 当社コンサルティング事業部長 平成27年10月 当社参与お客様サービス部部長 平成29年10月 当社参与コンサルティング事業本部長（現任）	5,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成19年より当社の一員として、主に直営対面販売拠点「保険市場」および他の保険代理店と提携する協業事業の営業責任者としてマネジメントを行っております。平成29年からはコンサルティング事業本部長を務め、全社的に営業力の強化を図るとともに当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	きめだ ひろし 木目田 裕 (昭和42年9月26日生)	平成5年4月 検事任官 平成9年4月 東京地方検察庁特別捜査部 平成10年8月 米国ノートルダム・ロースクール客員研究員 平成11年6月 法務省刑事局付 平成13年6月 金融庁総務企画局企画課課長補佐 平成14年7月 検事退官 平成14年8月 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所（現任） 平成17年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員教授 平成17年11月 株式会社大庄社外取締役 平成19年1月 楽天証券株式会社社外取締役（現任） 平成23年12月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 西村あさひ法律事務所パートナー弁護士 楽天証券株式会社社外取締役	2,100株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、木目田裕氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	かめい かつゆき 亀井 克之 (昭和37年7月24日生)	平成6年4月 関西大学総合情報学部専任講師 平成9年4月 関西大学総合情報学部助教授 平成16年4月 関西大学総合情報学部教授 平成17年9月 モンペリエ第一大学(フランス)経営学部客員教授 平成22年4月 関西大学社会安全学部教授(現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>経営学リスクマネジメント論研究の専門家として、長年に亘る豊富な知識と幅広い見識を有しており、企業経営におけるリスクマネジメントの専門家として客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、亀井克之氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 橋本孔治氏、田島伸一氏および亀井克之氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 木目田裕氏および亀井克之氏は、社外取締役候補者であります。
4. 木目田裕氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は社外取締役として有能な人材の招聘を容易にするため、業務執行取締役を除く取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外取締役候補者木目田裕氏は、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。また、亀井克之氏についても、同氏の選任が承認された場合は、同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、木目田裕氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 亀井克之氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役畠山隆氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の一層の強化充実を図るため、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	あき よし しげる 秋 吉 茂 (昭和29年8月21日生)	昭和53年4月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 平成18年4月 同社執行役員営業本部第一ブロック長 平成22年4月 同社常務執行役員名古屋支店長 平成24年4月 同社常務取締役兼常務執行役員国内営業部門共同部門長、リテールグループ長 平成25年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員リテールバンキングユニット副担当役員 平成27年6月 みずほ証券株式会社常勤監査役 平成28年4月 みずほ証券プロパティマネジメント株式会社常勤監査役 平成29年6月 同社顧問（現任）	一株
【社外監査役候補者とした理由】 金融機関において、監査役を含め豊富な経験と高い見識を有しており、それらの経験と知識を当社における監査に活かしていただけるものと判断し、社外監査役の候補者としております。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	はたけ やま たかし 畠山 隆 (昭和28年8月25日生)	昭和51年4月 新日本証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 平成16年4月 同社執行役員資本市場部長 平成17年10月 同社執行役員大阪法人本部副本部長 平成19年4月 新光投信株式会社入社 常務執行役員 運用調査本部長 平成21年5月 同社常任監査役 平成25年6月 同社顧問 平成25年8月 同社顧問 退任 平成25年12月 当社社外監査役(現任)	2,100株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 金融機関および当社において、監査役としての豊富な経験と高い見識を有しており、それらの経験と知識を当社における監査に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 秋吉茂氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 秋吉茂氏および畠山隆氏は、社外監査役候補者であります。
4. 畠山隆氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は監査役として有能な人材の招聘を容易にするため、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、監査役候補者秋吉茂氏の選任が承認された場合は、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。また、畠山隆氏についても、同様の契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同様の契約を継続する予定であります。
6. 秋吉茂氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
7. 当社は畠山隆氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

【ご参考】 社外役員の独立性判断基準

当社は、当社の社外取締役または社外監査役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断します。

1. 当社およびその連結子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者（注1）である者
2. 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
4. 当社の主要株主（注4）またはその業務執行者
5. 当社グループから多額の寄付（注5）を受けている者またはその業務執行者
6. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
7. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
8. 過去10年間に於いて、上記1に該当していた者
9. 過去1年間に於いて、上記2から7までのいずれかに該当していた者
10. 上記1から8までのいずれかに該当する者の二親等内の親族または同居の親族
11. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他これらに準ずる者および使用人をいう。
2. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直前事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。
3. 「当社グループの主要な取引先」とは、直前事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行っている取引先、または直前事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している取引先をいう。
4. 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する株主をいう。
5. 「多額の寄付」とは、直前事業年度における当社の連結売上高の1%を超える場合をいう。
6. 「多額の金銭その他の財産」とは、直前事業年度における当社の連結売上高の1%を超える場合をいう。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成25年12月20日開催の第18回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化や、第1号議案（定款一部変更の件）および第2号議案（取締役7名選任の件）が承認された場合には取締役の員数が2名増加し、上限員数が4名増加すること、また経営環境の変化に伴い取締役の責務が増大したこと等諸般の事情を考慮しまして、取締役の報酬額を年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）に改めさせていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案を原案どおりご承認いただけますと、7名（うち社外取締役2名）となります。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成25年12月20日開催の第18回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、今般、監査体制の一層の強化充実を図るため、第3号議案（監査役2名選任の件）が承認された場合には、監査役を1名増員いたしますことから、監査役の報酬額を年額100百万円以内に改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は3名ですが、第3号議案を原案どおりご承認いただけますと、4名となります。

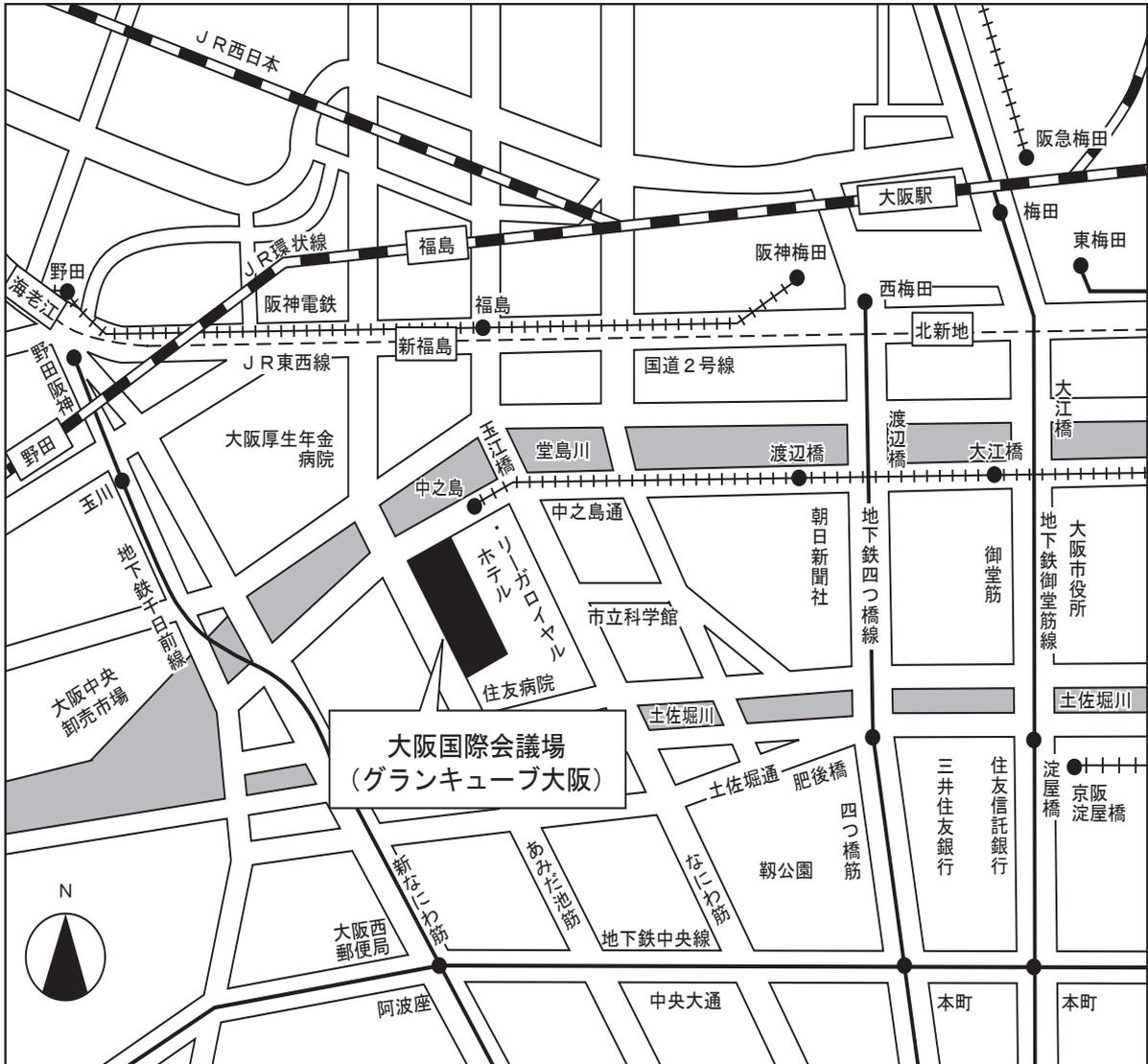
以 上

(メ 毛)

(メ 毛)

株主総会会場ご案内略図

会場：大阪市北区中之島五丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）
12階 特別会議場



- 京阪電車／中之島線 中之島（大阪国際会議場）駅下車2番出口すぐ
- シャトルバス／「リーガロイヤルホテル」（会議場東隣）とJR大阪駅西側（高架下）の間で運行
- 地下鉄／中央線・千日前線 阿波座駅下車（中央線1号出口・千日前線9号出口） 徒歩約15分
- JR環状線／福島駅下車 徒歩約15分
- JR東西線／新福島駅下車3番出口 徒歩約10分
- 阪神電鉄／阪神本線福島駅下車3番出口 徒歩約10分
- 市バス／JR大阪駅前から53番系統（船津橋行）堂島大橋下車すぐ
／55番系統（鶴町四丁目行）堂島大橋下車すぐ

駐車場のご案内 会議場北側道路「中之島通」より地下スロープへお入りください（1時間500円）

※昨年より、株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、株主の皆様との懇談会の開催は取り止めとさせていただきます。
何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。